

# 芦別市物価高騰対応低所得世帯支援給付金のご案内

物価高騰の負担感が大きい世帯への負担軽減を図るため、**“物価高騰対応低所得世帯支援給付金”**の支給を行います。

## 支給対象

## 支給額

① **新たに** 令和6年度住民税均等割が**非課税**となった世帯

② **新たに** 令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない者のみで構成される世帯(上記①を除く)

① 及び ②  
1世帯あたり  
10万円

③ **上記世帯で扶養されている18歳以下の児童がいる世帯**

③ 対象児童1人あたり  
5万円

※ **基準日** (令和6年6月3日) において、芦別市に住民登録がある方 (世帯) が対象です。

※ 「**住民税所得割が課せられていない**」とは、納税通知書等に記載されている所得割の金額が0円で均等割5,000円 (芦別市の場合) のみ課税されている方です。

※ **別世帯に扶養している生計が同一である児童** (別途届出が必要です) 及び**令和6年6月3日から令和6年9月30日までに出生された児童**も対象となります。

※ **住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている方のみ**で構成される世帯も**対象**です。 (芦別市の独自事業です。他の自治体では対象とならない場合があります。)

※ **【要確認】 下記の世帯は対象外**です。

令和5年度に低所得世帯支援給付金 (非課税世帯3万円)、又は物価高騰対応低所得世帯支援給付金 (非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯7万円+3万円、子ども加算5万円) の支給対象となった世帯

## 申請方法

**支給要件確認書等の提出が必要**です。

**申請期限：令和6年10月31日 (木) 【必着】**

申請書類は、対象と思われる世帯に対し、7月上旬から順次発送する予定です。

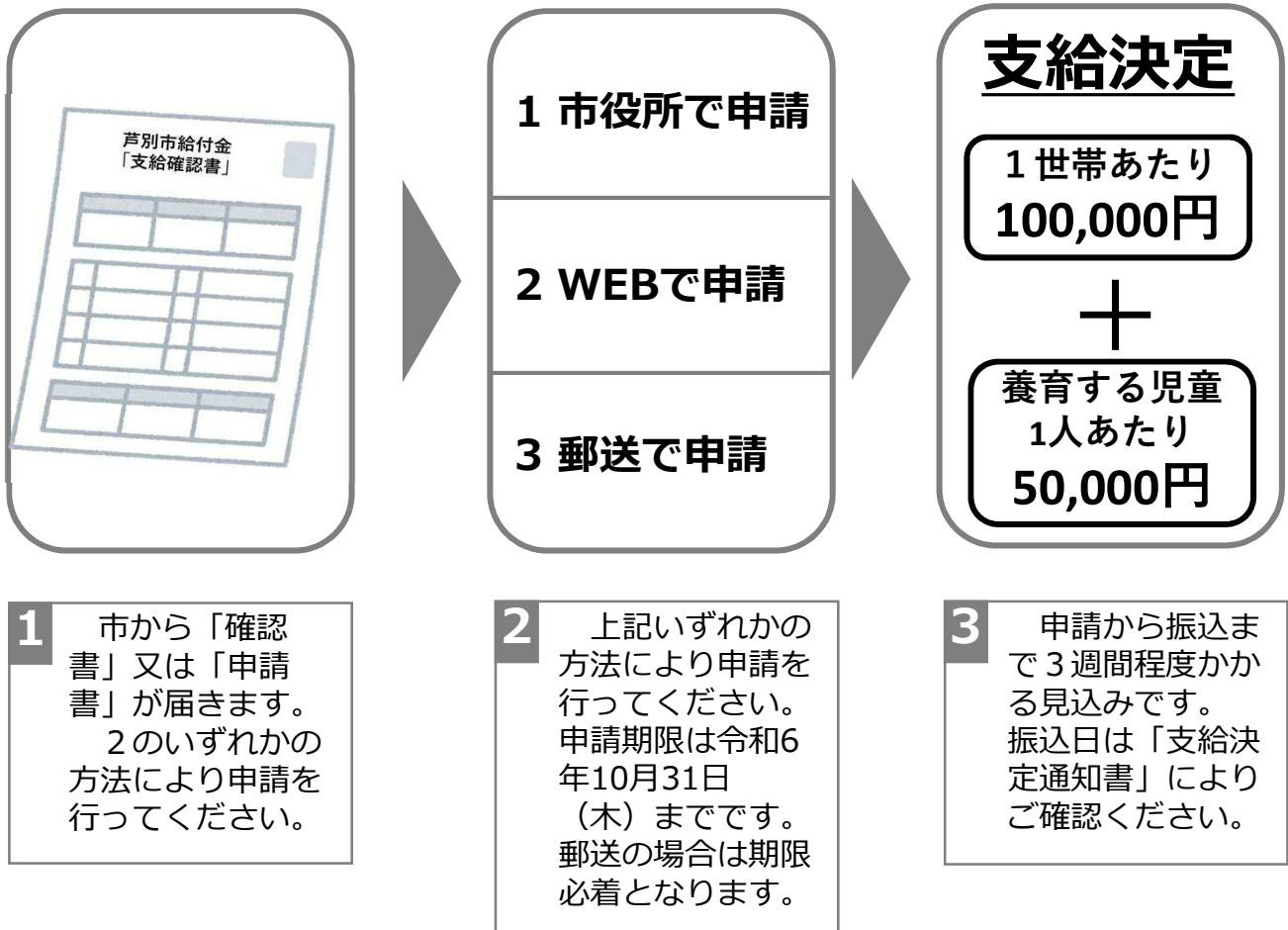
※ 支給要件に該当するにもかかわらず、「支給要件確認書」、又は「申請書」が届かない場合は、芦別市役所福祉課福祉係 (連絡先裏面記載) までご連絡ください。

**裏面もご覧ください。**

# 手続きについて

- 1 芦別市から届いた「確認書」、又は「申請書」の内容を確認してください。
- 2 必要事項を記入し、支給要件確認書（申請書）と必要書類を

**令和6年10月31日（木）（必着）までに返送**してください。



- ※ WEB（オンライン）申請を行う場合は、確認書等の返送は不要です。  
WEB（オンライン）申請手続きの詳細は、芦別市から届く書類の内容を確認してください。

## 給付金の支給時期

確認書（申請書）等の提出後、不備がなければ、**概ね3週間程度を目安に支給**します。

- ※ 申請が集中する時期は、給付金の支給が遅れる場合があります。
- ※ 振込日が決まりましたら、決定通知書をお送りします。

### お問い合わせ先

芦別市役所福祉課福祉係（1階 14番窓口）

0124-27-7368（平日8:30~17:15）

電子メール [fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp](mailto:fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp)